「札幌市建築確認申請の手引き2018年版」の修正項目

(2019.12.12 更新)

第一章

	第一草				
ページ		修正部分	修正前	修正後	
	ペーミ	グ右下太枠内	申請者による建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書等		
1-4			及び計画書の提出	<u>し</u> 及び計画書 <mark>等</mark> の提出	
	本文		 次の一覧表は、建築確認申請に際し建築基準法及び建築基準	(削除)	
1-19	1		関係規定の定めにより、所管部局の事前協議・許可書の添付	COMPANY	
			等が必要となるものについてまとめたもの。 		
	9 ~	急傾斜地崩壊危険区 域内などの所管及び	(所管) 北海道空知総合振興局札幌建設管理部 (電話) 561-0413	(所管) 北海道空知総合振興局札幌建設管理部維持管理課 (電話) 561-0413	
1-20	11	電話	(4.0) 301 0413	(电面) 301 0413	
1 20	3	市道(ブロック移	 建)土木部管理測量	建)土木部管理測量 <mark>課</mark>	
	F+1 #6	動) 現市廃棄物の減量及び		(WIDA)	
	処理に	- 関する条例・同施行	※ 建築確認申請書に写しを添付すること。	(削除)	
1-24	規則」 の欄	の「事前協議時期」			
	表のT	トに記載のコメ書き	 ※ 上記のほか、「4 関係法令等に基づく関連部局一覧」		
	2001		(1-19~23P)、「5事前協議等一覧表」(1-24~26 P)に記載された許可書等。	(1-19~23P)、「5事前協議等一覧表」(1-24~26 P)に係る事前協議や許可等について、必要に応じて添付図	
1-29			アクに記載された許可書寺。	書を求めることがあります。	
	100	準耐火構造	(大地)		
	125	华顺火伟坦	(右欄) 耐火構造又は準耐火構造	耐火構造又は <u>準耐火構造(変更後の構造における加熱開始後</u>	
				構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない時間、加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の 温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない時間及び屋外に火炎	
				温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない時間及び屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じない時間が、それ	
				でれ変更前の構造における加熱開始後構造耐力上支煙のある 変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない時間、加熱面以外	
				の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度	
1-43				以上に上昇しない時間及び屋外に火炎を出す原因となる亀裂 その他の損傷を生じない時間以上である場合に限る。)	
		今年440 夕 年4百年0		削除	
		号の・・・		日がな	
		令第129条の2の3第 1項第1号ハ(2)	令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)の技術的基準に適合する構造	削除	
		の・・・ 法第23条の・・・	(左右欄共通)		
			法第23条	令第109条の9	
	12号 	法第63条の・・・	(左右欄共通) 法第63条	令第136条の2の2	
		法第22条第1項 の・・・	(左欄)	<u></u> <u> </u> <u> </u>	
			法第22条第1項 (右欄)	<u>令第109条の8</u>	
			法第63条 (右欄)	<u>令第136条の2の2</u>	
			法第22条第1項	<u> </u>	
		令第114条第5項に おいて準用する令第	(左右欄共通) 令第112条第16項	令第112条第2O項	
		112条第16項			
		法第2条第9号の2口	【(左欄)		
		0	法第2条第9号の2口	<u> </u>	
			(右欄) 令第112条第16項	<u>令第112条第20項</u>	
1-44			(右欄) 法第2条第9号の2ロ	令第109条の2	
		令第110条の3	(右欄)	<u> 103米の2</u>	
		o· • •	令第112条第16項 (右欄)	<u> </u>	
			法第2条第9号の2口	<u> </u>	
		法第64条の・・・	(左欄) 法第64条の技術的助言に適合する構造	令第136条の2第3号イ(2)の技術的助言に適合する防火設	
				備又は令第137条の10第4号の技術的助言に適合する構造	
			(右欄)		
			特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第 112条第16項の技術的基準に適合する防火設備、法第2条	特定防火設備、令第114条第5項において準用する <u>令第</u> 112条第20項の技術的基準に適合する防火設備、 <u>令第109</u>	
			第9号の2口の技術的基準に適合する防火設備、令第110条	条の2の技術的基準に適合する防火設備、令第110条の3の	
			の3の技術的基準に適合する防火設備又は法第64条の技術 的基準に適合する防火設備	技術的基準に適合する防火設備、 <u>令第136条の2第3号イ</u> (2)の技術的助言に適合する構造又は令第137条の10第4号	
				の技術的基準に適合する防火設備	
1-45	14 号	同号の例示で上かた 3つ目の©に係るコ	※採光及び換気に有効な面積が減少するもの等、第13号の イから二までに該当する場合は除く。	※採光及び換気に有効な面積が減少するもの等、 <mark>第14号</mark> の イから二までに該当する場合は除く。	
1-40	1	メ書き部分			
				The state of the s	

	表2	項目名	設備(法第87条の2の設備)	設備(<u>法第87条の4</u> の設備)
	表3 2号	「軽微な変更」の欄 右側の記載	・・・安全性を有しているものに限る。)	・・・安全性を<u>有するもの</u>に限る。)
1-48	表3 3号	「軽微な変更」の欄 右側の記載	・・・減少する変更を除き、第1項第11号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)	・・・減少する変更を除き、表1「建築物」第12号の表の 左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表 の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)
	表3 4号	「軽微な変更」の欄 右側の記載	・・・若しくは構造の変更又は位置の変更(第1項第11の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合は、右欄の材料又は構造とする変更に限る。)	・・・若しくは構造の変更(表1「建築物」第12号の表の 左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合 <u>にあって</u> は、右欄 に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)又は位置の変更
1-49	表3 5号	「軽微な変更」の欄 右側の記載	・・・構造耐力上主要な部分以外の材料、位置又は能力の変更(性能が・・・	・・・構造耐力上主要な部分以外の部分(前号に係る部分を除く。)の材料、位置又は能力の変更(性能が・・・
	危険物調書		(上から4行目左欄) 建築物の延べ"面積	建築物の延べ面積
1-56			(「危険物の貯蔵量及び処理量」の欄右から2列目) 最大貯蔵量	最大 <u>処理量</u>
	工事実施確認写真提出用紙		(本文) 建築基準法施行規則第4条第1項第3号	建築基準法施行規則第4条第1項第2号
1-63			(「屋根の小屋組 6」の枠中の記載) ・・・母屋等配置がわかるもの	・・・母屋等 <u>の接合部等</u> がわかるもの

第二章

ページ		修正部分	修正前	修正後
2-20	参10の備考		(追加)	「・建築確認の申請先と事前に協議すること」を追記
2-21	1	(1)	法第2条第1項第六号	法第2条第1項第六号 <u>イ</u>
		(3)	法第53条第5項第三号	法第53条 <u>第6項</u> 第三号
		(7)	法第62条第1項	(削除)
2-32	(2)	1	令第112条第9項及び第13項(第9項に係る部分に限る。)・・・ただし、・・・同条第13項第二号ロ・・・	令第112条 <u>第10項から第14項まで</u> 及び <u>第18項(第10項から第12項まで</u> に係る部分に限る。)・・・ただし、・・・同条 <u>第18項</u> 第二号ロ・・・
2-34	本文		・・・法第62条及び法第63条における屋根・・・	・・・ <u>法第61条及び法第62条</u> における屋根・・・
2-47	表中、注意書きの記載		令第112条第13項第一号	令第112条 <mark>第18項</mark> 第一号
2-107	本文など		法第87条の2	<u>法第87条の4</u>
2-108	本文など		法第87条の2	<u>法第87条の4</u>
2–125	(2) イ (ア)		敷地の外周の1/5の以上が道路に接すること。	敷地の外周の1/50以上が道路に接すること。

資料編

ページ	修正部分	修正前	修正後
資-1	表中「兼用住宅」部分の記載	・・・延べ面積の1/2未満のもの	・・・延べ面積の1/2 <mark>以下</mark> のもの
資-2	表中の記載		「第二種特別工業地区」、「スポーツ・レクリエーション地区」の追加等